

農業委員会の制度及び組織改革への慎重な対応を求める意見書

規制改革会議は6月13日に「規制改革に関する第2次答申」を公表し、それを受けて政府は6月24日に「規制改革実施計画」を閣議決定しました。この実施計画によると、現行の農業委員会制度や農業協同組合制度の多くが見直されることとなり、次期通常国会に関連法案の提出を目指すとされています。

については、今後の具体的措置や法制化を検討するにあたっては、農業者、農業関係機関や団体、地域住民などの関係者の意見を幅広く聞き、農業・農村の発展に向け、農業委員会組織が期待される役割や機能を十分に果たすことができるよう、下記の事項の実現について特段の配慮をされるよう強く要望します。

記

1 代表者を担保する公選制と同様の仕組みの検討

地域の代表として選ばれ、地域から信任を得た農業委員だからこそ、地域の貴重な資源である農地の権利移転などの仕事に邁進できる。この代表制を確保することが極めて重要であることから、公選制と同様の仕組みを検討する必要がある。

2 法律に基づく都道府県農業会議や全国農業会議所の系統性の確保

都道府県農業会議や全国農業会議所は、農業委員会活動を日常的に支える組織として不可欠である。3段階のネットワークを確保するため、引き続き、農業委員会等に関する法律における系統性を確保するとともに、農地の確保と有効利用、担い手の育成と確保に向けた機能を強化すること。

3 法定化されている意見の公表、行政庁への建議等の機能の維持

農業委員会等に関する法律に規定されている意見の公表、建議、諮問答申の機能は、農業者の代表である農業委員会の意見を行政庁の農業施策に反映させる正規の手法として極めて重要なものであるため、この機能を維持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月19日

静岡県牧之原市議会

宛先 衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣
総務大臣・農林水産大臣・内閣府特命担当大臣（規制改革）